

- 事務局 長 について概要説明をいたさせます。
(公売買受適格証明の流れ、証明の要件について詳細を説明)
事務局 長 暫時、休憩いたします。
(休 憩)
議 長 再開いたします。議案の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにしま
す。
これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成
の委員諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決
します。
続いて日程第 3、議案第 5 3 号「農地法第 4 条の規定による許
可申請について」別紙により上程いたします。
別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせま
す。
- 事務局課長 長 (1 件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
事務局担当者より農地法第 4 条許可の流れ、許可の要件などに
ついて概要説明をいたさせます。
- 事務局 長 (農地法第 4 条許可の流れ、許可の要件について詳細を説明)
事務局 長 暫時、休憩いたします。
(休 憩)
議 長 再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いした
いと思います。
- 大塚委員 長 (耕作状況等報告)
議案の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにしま
す。
これより採決に入ります。本議案のとおり、許可相当としての
意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手
を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての
意見を付して東京都知事へ送付することに決します。
続いて日程第 4、議案第 5 4 号「農地法第 5 条の規定による許

可申請について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局係長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (8 件の許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議長 事務局担当者より農地法第 5 条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。

事務局 (農地法第 5 条について概要説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いしたいと思います。

佐藤(博)委員 (現地確認をした農地の現況について報告)

議長 議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項（農地法 4 条 8 件、5 条 1 8 件、納税猶予に関する適格者証明書 1 件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書 3 件）

報告事項（農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について 0 件）

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。